



響きあい 共に育つ「人づくり」

生涯学習
マスコット
マナビィ



みんなで参加して健康増進!
スポーツ教室開催中です

美郷町総合型スポーツクラブと共催して、健康増進のための各種スポーツ教室を開催しています。

教室では、ストレッチをメインにエアロビクス、水中運動、ニュースポーツ、屋内・屋外ウォーキングなど様々な種目を取り入れています。各教室の日程と内容は広報美郷お知らせ版に掲載していますので、お気軽にご参加ください。

また、既存のメニューのほかに希望する種目や体験してみたい種目がある方は下記までご相談ください。皆様のご参加をお待ちしています。

問●町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班
(トレーニングセンターみさと内) ☎0187(84)4916

おやりのよ
親力アップ講演 11月20日 / 美郷町公民館

東北大学教授の川島隆太さんを講師に講演会を開催します。詳細は広報美郷11月号でお知らせします。

問●町教育委員会 生涯学習課 社会教育班
☎0187(84)4915



■ストレッチ教室



■水泳教室

**土日祝日も夜7時まで
利用できます!**

六郷出張所 (美郷町学友館)

☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所の業務時間 **午前9時～午後7時**

出張所の休業日 **毎週月曜日**

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

■10月の休業日は

3 11 17 24 31
月 火 月 月 月 月 月
です。

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書
- 所得証明書
- 非課税証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ●転出届 ●転居届 ●世帯主変更届
- ※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ●婚姻届 ●入籍届 ●離婚届 ●転籍届
- 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。

※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

国民年金からのお知らせ

～届け出はお済みですか～

就職や退職、結婚等で加入年金の種類が変わることがあります。届け出を忘れてしまうと、

- ・将来もらえると思っていた年金がもらえない
- ・病気や事故で障がい者になったのに、障害基礎年金がもらえない
- ・年金加入者が死亡したときに支給されるはずの年金（死亡一時金や寡婦年金、遺族基礎年金など）がもらえない

という可能性があります。届け出は忘れずに行いましょう。

■こんなときは役場に届け出が必要です。住民生活課までお越しください。

どんなとき？	どんな届け出？	必要なものは
退職したとき (厚生年金や共済から外れたとき)	加入年金の種別変更の手続き (2号→1号への変更)	・印鑑 ・年金手帳 ・退職した日付のわかる書類
配偶者の扶養から外れたとき	加入年金の種別変更の手続き (3号→1号への変更)	・印鑑 ・年金手帳 ・配偶者の扶養から外れた日付のわかる書類
年金の保険料を納めるのが 困難なとき	保険料免除申請 または 保険料学生納付特例申請	・印鑑 ・年金手帳 ・学生証または在学証明書 ・失業を理由とするときは雇用保険 被保険者離職票等
年金手帳をなくしてしまったとき	年金手帳再交付申請	・印鑑

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険の支給対象となる住宅の改修

要介護・要支援認定を受けている方には費用の9割が支給されます

要介護または要支援認定を受けている方が介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合は、申請することで費用の9割が支給されます（申請上限額20万円）。

工事を始める前に介護保険事務所に改修の申請が必要です。担当のケアマネージャーに相談してください。

【支給対象となる工事】

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための、床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え
- ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥その他（①～⑤の工事を行うために必要な工事）

【支払い方法】

■償還払い

改修費用をいったん工事業者に支払った後、9割分を後日介護保険から支給します。

■受領委任払い

介護保険から工事業者に費用の9割分を直接支払います。

※受領委任払いの場合は、あらかじめ工事業者から介護保険事務所に届け出が必要です。申請前に工事業者に確認してください。

【申請・問い合わせ】

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911

—— 介護情報はOS介護ネットから ——

<http://www.oskaigonet.or.jp/>